令和７年沼津市教育委員会第９回定例会会議録

１　日　時　　令和７年９月４日（木）
　　午後３時00分～午後５時01分

２　場　所　　沼津市役所３階　委員会室

３　日　程
(1)　開会
(2)　会議録署名人の指名（佐藤委員　川口委員）
(3)　議案
　議第19号　沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
　議第20号　沼津市立沼津高等学校処務規程の一部改正について
　議第21号　沼津市図書館条例施行規則の一部改正について
(4)　協議事項
(5)　報告事項
　報告事項１　わたしの主張2025静岡県大会の結果について
(6)　その他
(7)　協議事項
　協議第 10 号　令和６年度沼津市一般会計歳入歳出決算の認定について
　協議第 11 号　学校規模・学校配置の適正化に係る取組について
　協議第 12 号　令和７年度沼津市一般会計補正予算（第５回）について
　協議第 13 号　専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
　協議第 14 号　財産の取得（児童生徒用端末）について

４　出席者等
教育長　奥村篤、教育長職務代理者　佐藤清子、委員　土屋葉子、委員　川口浩史、
委員　重光純、教育次長　金子昭人、教育指導監兼学校教育課長　飛田直和、
教育企画課長　内村一徳、学校施設課長　江藤正和、教職員研修センター所長　長島須美子、
沼津市立沼津高等学校事務長　藤井義昭、文化振興課長　藤井貴弘、生涯学習課長　中澤芳子、
青少年教育センター所長　大熊敬子、図書館事務長　斉藤真子、学校施設課長補佐　横山憲利、
学校給食室長　和氣志穂、情報教育推進室長　青野英樹、文化政策室長　川口治代、
調整担当・教育企画課長補佐　齋藤大輔、教育企画課指導主事　内村宗靖、
教育企画課指導主事　勝間田幸江、教育企画課主任　岩崎雄

５　会議内容
(1) 開会
　奥村教育長が午後３時00分開会を宣言する。
奥村教育長　　市内の小中学校で二学期がスタートし一週間が経った。９月に入っても依然として危険な暑さが続いている。もはや温暖化ではなく、「災害級の暑さ」、「地球沸騰化」と言わざるを得ない状態である。いまだに、朝６時の時点で気温が27度、28

度の暑さである。沼津市立高校中等部は８月31日に始業式であったが、小学校低学年の登校時間、下校時間が最も暑い時間となっている。そのようなことを踏まえると、来年度以降の夏休みは８月31日までにするのも一つの選択であると、校長会で今、検討をお願いしているところである。北日本では記録的な大雨、１か月の降水量と同じぐらいの雨が降り、それによって家屋が浸水し、土砂崩れも起きているということで、猛暑や酷暑、水不足、逆に、大雨というように大変なことになっている。気候変動による異常気象が、毎年続いており、日常的な事象になりつつある。先日、狩野川放水路完成60周年記念シンポジウムが伊豆の国市で開催され、本市から大平小学校の５年生が参加をした。狩野川台風の教訓や防災の取組み等を発表し、300人を超える大人を前に、堂々とステージ上で発表をしていた。子供たちからは、自分たちが生活している大平地区を歩いて自分の目で観察した上で、田んぼの役割、あるいは床下浸水や床上浸水を防ぐための土嚢の積み方、どんなものを備えていく必要があるのかといった備蓄について、地域の人と一緒になって学んでいた。まとめとして一番印象に残ったのは、何よりも早めの判断、そして行動する、これがとても大事だということを訴えていた。現在、台風10号が接近している。今夜から明日にかけて大雨になりそうであるが、市内の学校では給食はどうするのか、登下校をどうするのか、休校にするのかという判断に迫られて、保護者への連絡も求められている。早めの判断、行動が大事であるということで、そんな話をさせていただいた。昨年は大雨によって、運動場や校舎が水に浸ってしまい、管理職が脱出できずに一晩、校舎で過ごした学校もあった。防災管理の見直し、防災教育の推進ということを、４月の校長会でも校長先生方にお願いをしたところである。この日曜日には、地域防災訓練が行われる。今年の会場型訓練は片浜地区であるが、これからの地域防災訓練では、避難所運営、これをシミュレーションしていくことが必要だと思う。そこで、高校生や中学生の活躍を地域としても期待しているところである。避難所生活が長くなれば長くなるほど、心身のストレスや身体の疲弊がある。そのような意味で、防災における健康維持、体操、朝のラジオ体操ではないが、避難所の防災体操などで子供たちが地域の先頭に立って、積極的に取り組むようなそのような姿がこれからはあってもいいのではないかと思う。もちろん、避難所運営がないのが一番良いのであるが、そのようなことを感じる次第である。

(2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に佐藤委員、川口委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議は一部非公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人　１人

＜議　案＞

奥村教育長　　日程（３）議案である。

議第19号　　沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

＜沼津市教育委員会事務局処務規則では、第10条にて事務の校閲を定めているが、

文書管理システム等における電子決裁の導入に伴い、代決後の手続きを簡素化するため、内容の一部改正を行うものである。＞
（教育企画課長　資料に基づき説明）

奥村教育長　説明が終わった。電子決裁の導入に伴う改正ということである。本件に対する御質問、御意見等いかがか。

重光委員　改正の内容についてではなく、第10条の意味を確認させていただきたい。「代決した事案は、代決者が必要と認めた事案については、すみやかに決裁者の後閲を受けなければならない」だが、受けなければならない義務を負担しているのは誰なのか。

教育企画課長　代決者である。

重光委員　代決者が、自分が必要だと認めたら義務を負担するということでよろしいか。そうすると、この規定自体に意味があるのかと、少し不思議に感じたためお聞きした。

奥村教育長　それを受けていかがか。

教育企画課長　この改正については、電子決裁に伴うということで、本規則のみならず、庁内の様々な執行機関等でも改正が行われている。その中には、御指摘いただいたとおり、最初の規定自体がおかしいところもある。今回は、電子決裁の導入に伴う必要な部分のみの改正となるが、全体の見直しの中で、文言については必要かどうかを判断させていただき、改正が必要な場合はまた御審議いただきたいと思っている。

奥村教育長　重光委員にお聞きしたいが、「後閲」を削除した場合の文言については、どのような表現が適当か。

重光委員　これは結局、代決者が、自分が必要と認めた場合には自分がやらなくてはいけないということなのであろうが、内容としては、見せたければ見せてもよいという話である。代決者が必要と認めた事案ではなくて、例えば、別表に該当するものに関しては、決裁者の後閲を受けなくてはいけないというようにしないといけないのではないかと思った。義務を負担する人が、自分の裁量で決められるというのであれば、そもそも義務として定める意味がないということである。

奥村教育長　今の意見を参考にしながら、今後、対応していただきたいと思う。他にいかがか。それでは、教育企画課長に確認であるが、原案のとおりという文言であるが、重光委員の意見も参考にする必要があると思うがいかがか。

教育企画課長　今回については、既に電子決裁の運用が始まっていることもあるため、この内容で御議決いただきたいと思う。先程お話ししたように、内容については精査し、改正が必要と判断した場合には、また議案を挙げさせていただきたいと思う。

奥村教育長　今回は、この原案についてお諮りしたい。議第19号　沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよいか。

各委員　異議なし。

奥村教育長　異議なしと認める。議第19号について、原案のとおり決する。

議第20号　　沼津市立沼津高等学校処務規程の一部改正について

＜沼津市立沼津高等学校処務規程では、第10条において本規程に定めのない事項については沼津市文書管理規程を準用することを定めているが、文書管理システム等における電子決裁の導入に伴い、沼津市文書管理規程に替えて沼津市公文書管理規則及び沼津市公文書管理規程が定められたため、標題の規程について一部改正を行うものである。＞

（沼津高等学校事務長　資料に基づき説明）

奥村教育長　説明が終わった。第10条の書き出しの部分だけが「定」という字になっており、それ以外は全部「程」となっている。それから、部署名であるが「市立高校」という名称でよろしいか。

沼津高等学校事務長　こちらの新旧対照表については、担当課の方で作成をしているということで「市立高校」という記述をさせていただいた。

奥村教育長　一般的には、沼津高校と使われるため、「沼津」を入れた方がよいと思った。その他、御意見等いかがか。

川口委員　素朴な疑問というか、教えていただきたいのだが、先程から電子決裁という語句がすごく出てきているが、その電子決裁によってどう変わるのかが良くわからないため、お教えいただきたい。

沼津高等学校事務長　従前からあった文書管理のシステムの運用である。文書管理システムでは、同じような手続きで決裁書類を作成し、プリントアウトをして決裁を取っていたが、こちらが電子で決裁ができるようになった。このことに伴い、市の規程が、規則・規程の形で整備されたことから、こちらの規程の改定が必要になったというものである。

川口委員　例えば、稟議書のようなものに決裁欄があって、うちもそうであるが印鑑を押して、承認したということになると思うが、それが電子決裁になると、システム上で確認をしたということになるのか。

沼津高等学校事務長　そのとおりである。システム上に稟議用紙の作成画面があり、かつ添付文書も付けられるため、そちらを見ながら電子で決裁ができるというシステムに移行がされたということである。決裁というボタンがあり、そこを押すと上位の方へ決裁データが送られていくという形になる。決裁ルートも例えば、係長、課長補佐、課長、部長、教育委員会でいうと教育次長であるが、教育長という形で指定ができる。

川口委員　市役所全体にそのシステムが導入されたということか。

沼津高等学校事務長　そのとおりである。

奥村教育長　８月18日から導入されている。

川口委員　承知した。

重光委員　新旧対照表はあくまで参考で、２枚目の議題20号がおそらく正式な書類だと思うが、こちらの「付則」が「この規程は」ではなく「この訓令は」となっているため、それを訂正した上で議決した方がよいと思う。

奥村教育長　御指摘いただき感謝申し上げる。

沼津高等学校事務長　大変失礼をした。訂正した形での御審議をお願いしたい。

奥村教育長　それでは、沼津高等学校事務長から説明があったように、付則の「この訓令」という文言を「この規程」というものに直して、改めてお諮りをする。

沼津高等学校事務長　大変恐縮ではあるが、「規程」と読み替えていただいた状態で、御議決賜りたいと思う。

奥村教育長　それでは「訓令」を「規程」に読み替えて、責任を持って変更するということで、私も確認させていただいた。それを踏まえてお諮りする。議第20号沼津市立沼津高等学校処務規程の一部改正について、一部文言を読み替えてという状況でお諮りしたい。原案のとおり可決することとしてよいか。

各委員　異議なし。

奥村教育長　異議なしと認める。議第20号については、原案のとおり決する。

議題21号　沼津市図書館条例施行規則の一部改正について

＜図書館利用者の利便性向上のため、沼津市立図書館の利用者カードを持参していなくても、スマートフォン等で利用者カードのバーコードを提示することで、書籍等の貸出を可能とする。また、健康保険証のマイナ保険証への移行に伴い、申請等の際の本人確認資料から「保険証」を削除する。＞

（図書館事務長　資料に基づき説明）

奥村教育長　説明が終わった。これまでは、利用者カードを持参しなければというところがバーコードを提示することで貸出可能となった。それに伴い、申請書の様式も変更するという説明であった。御質問、御意見等いかがか。

佐藤委員　質問ではなくお願いであるが、様式等のどこの箇所が変更したのかわかりにくいため、大変恐縮であるが文字が小さい場合は、そこだけ色を変えたりフォントを変更していただけたりするととてもわかりやすいため、お願いしたい。

図書館事務長　大変失礼をした。赤字にすべきところを黒字のままでお示ししてしまった。

土屋委員　この規則は、令和７年10月１日からの施行ということで、今はまだ、できないということでよろしいか。

図書館事務長　そのとおりである。９月19日から10月１日まで市立図書館は休館を予定しており、その間に図書館システムの更新を行う。システム自体は10月１日からの稼働となる。

佐藤委員　私も利用者カードを持っているが、利用者カードを提示しても、本は今後も借りられるか。それを移行する場合は、カウンターでその旨を伝えればよろしいか。

図書館事務長　移行ということではないため、10月以降も利用者カードを持ってきていただいてもよいし、その場で、スマートフォンでバーコードを表示しても、どちらでもお使いいただける。

佐藤委員　スマートフォンでのバーコード表示の仕方については、窓口でお聞きすればよろしいのか。

図書館事務長　ホームページ上にマイページがあり、利用者番号とパスワードを入れるとマ

イページにログインできる。現在は貸出しの予約や貸出期間の延長などの機能を使うことができるが、そこに10月以降、新たにバーコード表示の機能がつく。

奥村教育長　おそらく佐藤委員の御質問のように、今、図書館のカードしか持っていないが、どうやったらバーコードをもらえるのかと、疑問に思われている方がたくさんいらっしゃると推察する。そういう方々に対して周知や説明といった、何かわかりやすい周知はできないか。

図書館事務長　今後、利用者の皆様にわかりやすいように、図書館のホームページなど様々なところでやり方の説明について周知していきたい。

奥村教育長　基本的にカードをお持ちの方が図書館に出向き、そこで説明を受けるというパターンが多いと思うが、図書館に行かずにバーコードを入手するためには、今、説明にあったようなホームページのマイページからということになる。そこのところがわかればよいと思う。

川口委員　これは、すごく便利になり良いと思う。今もそうだと思うが、電子図書館について、一定期間利用しないとログインできなくなってしまう。Q&Aを見たところ、一定期間利用していない人は、一度図書館へ来てくださいとなっていたが、今のデジタルの時代、来館しなくても済むようなシステムがあるとよいと思っている。マイナンバーカードと紐付けると、来館しなくてもいいのではないかと思う。システムの都合等もあると思うが、より便利になるとよいという希望である。

図書館事務長　図書館の登録カードの有効期限は３年に設定されている。この10月以降に５年に延長する。おそらく、カード自体の有効期限が切れてしまったため、電子図書館にログインできなかったのではないかと思う。

奥村教育長　一定期間の利用がなくても、ログインはできるということか。

図書館事務長　一定期間の利用がなくても、カードの有効期限が切れていなければ、電子図書館にはユーザーＩＤでログインできる。カード自体の更新については、窓口にお越しいただいての手続きとなる。

川口委員　それが、ネット上でできるとよいと思う。

図書館事務長　失礼をした。カードの更新については、マイナポータルを通じてもできるようになっている。

奥村教育長　それについてはどこかに載っているのか。

図書館事務長　ホームページに載っている。

川口委員　承知した。

奥村教育長　便利になることは素晴らしいことであるが、この良さを理解するまでに少し時間がかかってしまうと感じる。使っていくうちに慣れていくと思う。ほかにいかがか。それでは御意見も尽きたのでお諮りする。議第21号　沼津市図書館条例施行規則の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよいか。

各委員　異議なし。

奥村教育長　異議なしと認める。議第21号について、原案のとおり決する。

＜協　議＞

奥村教育長　　日程（４）協議事項は、本日は案件なし。

＜報　告＞

奥村教育長　　日程（５）報告事項である。

報告事項１　わたしの主張2025静岡県大会の結果について

＜令和７年８月21日に、御前崎市民会館で静岡県大会が行われた。沼津市出場者の結果は、片浜中学校３年の加藤蒼士さんが最優秀賞及び中学生が選ぶ共感賞を、愛鷹中学校３年の金田ゆなさんが優秀賞を受賞した。最優秀賞の加藤さんは11月16日に開催される全国大会の関東甲信越静ブロックの候補者として推薦されている。＞

（生涯学習課長　資料に基づき説明）

奥村教育長　　説明が終わった。周知のとおり、本市の生徒は令和５年、６年、そして今年７年と３年連続で、県大会で最優秀賞、優秀賞を受賞している。これも以前に御紹介したが、高校生がおすすめする本を紹介するビブリオバトルの県大会においても、令和５年度には沼津市立沼津高等学校の生徒がチャンプ本と準チャンプ本に選ばれ、これは県の最優秀、優秀賞に当たるものである。令和６年度も市立高校の生徒がチャンプ本に選ばれている。これは、沼津市の言語科をはじめとする、先生方の御指導、授業等で系統的に思考力、判断力、表現力、そしてコミュニケーション能力を生徒たちが培ってきた、その愚直な先生方の御指導の賜物と思っている。本当に素晴らしいと思う。皆さんもこの市内大会を御覧になったと思うが、最優秀賞の加藤さんの発表は「そこに愛はあるんか」という出だしのインパクトもあった。沼津市内の大会のレベルの高さというものが感じられた。県大会へは２人しか出場できなかったが、他にも素晴らしい発表があった。市内大会を思い出して、何か御感想等いかがか。

佐藤委員　　市内大会では、最優秀賞の生徒はつかみが上手いと思った。印象に残るので、おそらく県大会でもそのインパクトは大きかったのではないかと思う。

奥村教育長　　パフォーマンスも大事だが、内容も伴った上でのパフォーマンスというのを、彼の場合感じた。涙を誘うような内容など、そういうものが比較的多かったが、今回の内容は、国の施策に対して私はこう思う、環境政策に対して私はこう思うというように、今回の加藤さんも病院の対応に対して感じた自分の気持ちを堂々と根拠を持って発表していた。そういう内容が多くなってきたと思う。

土屋委員　　ずいぶん前に全国で１位になった方も沼津から輩出している。今年は市内全体でレベルがすごく上がっていると感じた。

奥村教育長　　来年また期待したいと思う。楽しみである。そのような意味では、生涯学習課長に宣伝として「しゃべり場」についてもPRをお願いしたいがいかがか。

生涯学習課長　前回もお知らせをさせていただいたが、「2025 高校生しゃべり場inぬまづ」が今週日曜日の９月７日の午前11時から、ららぽーと沼津１階ひかりの広場で開催される。今回は「高校生の視点で考える　まちなかの魅力づくり」というこ

とで、市内の13校から14名の高校生が参加する。今まで２回ほど事前研修会を行っており、活発に意見交換を行っていて、例年に増してさらに活気がある形で議論が行われるのではないかと期待をしている。お時間ございましたら、ぜひ会場へお越しいただきたいと思う。

奥村教育長　市内の高校として、沼津高専や沼津商業高校も含めると、全部で13の公立・私立の高等学校があるが、この数は自治体としてはかなり多く、沼津市は「高校生が行き交うまち」である。中学生の「わたしの主張」に引き続き、「高校生しゃべり場」について、非常に内容が濃いものを期待したいと思う。お時間ございましたら、ぜひ御参加いただきたい。ほかにいかがか。なければ、本件については報告を受けたということで御了承願う。

＜その他＞

奥村教育長　日程（６）その他である。
何かあるか。なければ、残る日程については非公開とさせていただく。

協議事項については９月市議会定例会に上程する案件であり、公表前の事項が含まれているため当日は非公開としたが、市議会で公表したため公開する。

＜協　議＞

奥村教育長　日程（７）協議事項である。

協議第10号　令和６年度沼津市一般会計歳入歳出決算の認定について
＜令和６年度沼津市一般会計に歳入歳出全体、教育委員会所管の所属別内訳及び款目別歳出集計について報告する。＞
（教育次長　資料に基づき説明）

奥村教育長　説明が終わった。本件に対する御質問等いかがか。

重光委員　歳入の繰入金の９番「ふるさと応援基金繰入金」について、金額が９億円もあるが、これはいわゆるふるさと納税で教育関連費に使途が指定されたものという理解でよろしいか。もう１つの質問として、寄付は毎年毎年同じ金額ではないと思うが、この金額が増えた場合には、教育費全体が増えるということか。それとも、教育費全体は変わらないが、寄付でまかなう率が増えるだけか。要は、教育関連の予算を増やしてあげたいと思って、他県の人がふるさと納税で教育費に充ててほしいと寄付をする。その結果、教育関連の予算が増えて、沼津の教育に関するお金がたくさん使えるようになるということか。それとも寄付が入ったから、教育関係はその寄付でまかない、実際の予算としては変わらない、市は助かったということか。ふるさと納税のやりがいというところで、寄付を指定することで予算に影響があるのかどうか、教育のために本当になっているのかどうか、もしわかれば教えていただきたい。

教育次長　「ふるさと応援基金繰入金」については、重光委員がおっしゃるとおり、ふるさと納税の寄付金である。２つ目の御質問について、この寄付が増えると、予算が増えるかということに関して、ふるさと納税の寄付金が増えたからといって、教育費がそのまま同じように増えるというような仕組みにはなっていない。そのため、重光委員が先程おっしゃっていたように、後から補填されるということで、基本的には連動はしてないという形になっている。

奥村教育長　私も沼津市にふるさと納税をしているが、４項目ぐらい寄付の使途がある。子供たちや子育てのためにとか、教育のためにと選択できる。その項目別に全部の金額を振り分けるのではなく、全体の中で割り振るということであると思う。沼津市では、３年ほど前から寄付金が右肩上がりになり、納税額が増えて戦略的にもかなり力を入れている。そのほかいかがか。いつも気になるところとして執行率であるが、沼津市立沼津高等学校の場合は大体90%以上の執行率であるが、小学校と中学校に関しては、今回は第四小学校それから大岡中学校の校舎改築等で繰越額が変わっているが、高校よりも小中学校の方が執行率が低いところがあるが、小中学校が高校並みの執行率ではないという何か理由があるのか。

教育次長　高等学校費の執行率に比べて、小中学校費の執行率が低い理由については、毎年そうであるが、修繕等を含めた工事等が結構多くある。そうなると、不用額として現れるのであるが、入札で先に予定していた額より低く入札で落としていただいた形の中で、不用額という形で出ることにより、執行としては高校より下がる傾向にあるというのが昨今の状況である。元々の予算措置としても、大きな金額が小学校、中学校とも高校よりある。高校については、この金額のかなりの部分、５億円前後だと思うが人件費である。小中学校は、県費負担の教職員である、人件費については、沼津市の採用をしている調理師、調理員、学校事務員等に限られているため、人件費が少なく、工事費などの事業費が多い状況にある。逆に、高等学校費は、事業費の方は比較的少なく人件費が多く、この人件費の変動は比較的小さい。このような状況であるので、今、教育長からお話があったような、小学校、中学校の状況と高等学校の状況が少し違っている。

奥村教育長　承知した。他にいかがか。それでは御意見も尽きたのでお諮りする。協議第10号　令和６年度沼津市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり９月市議会の議案として提案することとしてよいか。

各委員　異議なし。

奥村教育長　異議なしと認める。協議第10号について、原案のとおり９月沼津市議会定例会の議案として提案することに決する。

協議第11号　学校規模・学校配置の適正化に係る取組について

＜令和７年２月の教育委員会において決定した「第二中学校区における学校規模・学校配置の適正化の方針」に基づき、令和８年４月の小学校開校と令和９年４月の中学校開校に向けて適正化の取組を進めている「第一・第二中学校区」の進捗状況等について報告する。＞

（教育企画課長　資料に基づき説明）

奥村教育長　説明が終わった。この件に関しては、前回も少し御説明させていただいたところであるが、その際、参考にと皆さんのご意見を伺ったところ、校名については、変えても良いのではないかというような思いがあったような気がした。この校名について、教育企画課長の説明のとおり、校名に関する調査については、児童・生徒を含めた保護者等地域住民の意識調査を行う等、丁寧に進めていく必要性があるという話であった。この件について、御質問、御意見等いかがか。

佐藤委員　第一小学校、第二小学校、千本小学校、第一中学校、第二中学校の児童生徒のアンケートの回答をみると、第一小学校と第一中学校の児童生徒は、校舎が第一小学校、第一中学校になるので、校名もそのまま、校歌もそのままを希望しているイメージであった。第二小学校、千本小学校、第二中学校の児童生徒たちは、新しい校名等がよいという傾向が見えた。そうすると、校名の候補を絞った上で、第一小学校、第一中学校の校名と併せて協議するということになるのか。

教育企画課長　この点については、第一校区と第二校区の違いが見られたところである。第一校区の人は第一小学校、第一中学校の名称がよい、第二校区の人は新しい名称がよいという意識調査の結果と捉えている。では、新しい名称とは具体的に何か、これについては、ある程度候補を挙げた方が協議の上ではよいと考えた。例えば、第一校区の方でも、第一小学校、第一中学校の校名でよいと思っていた人でも、この校名だったら新しい名称でもよいという方もいれば、第二校区の方でも、この校名になるならば、第一小学校、第一中学校の校名の方がよいという場合もあるかもしれない。こういった点で、協議を進めていく上で、具体的な校名が見えた中で議論する必要があると思う。第一校区の方が第一小学校、第一中学校を希望していることは、意識調査の結果として捉えているので、新しい校名にした場合の候補を四つ程に絞った上で、最終的には教育委員会の中で議論させていただき決定するという形を考えている。

重光委員　資料の見方についてであるが、資料２の５ページ、６ページの円グラフだけ、「どちらでもよい」が灰色ではなくてオレンジ色で示されている。色を統一していただいた方がグラフとしては見やすいと思った。

教育企画課長　大変失礼をした。Googleフォームで集計をしていたが、回答の％が多い順に色がついてしまうため、このグラフだけ色が変わってしまった。本来であれば、御指摘のとおりの色で示す方が見やすいため、修正させていただく。

奥村教育長　御指摘いただき感謝申し上げる。

佐藤委員　長井崎中学校区についてであるが、令和８年度に複式学級を編制の見込みとあるが、長井崎はいくつかの学校が一緒になったところである。今度は複式が発生するからどこかと一緒にしようとすると、静浦の方までいかなければ、間に学校がない。その可能性はあるのか。

教育企画課長　佐藤委員のおっしゃるとおりで、長井崎校区で今後、適正化を議論することになった場合、隣の校区、中学校区をまたがる学校統合が見込まれる。令和３年４月に統合した際も、長井崎校区だけでということではなく、例えば静浦校区

との統合という意見もあった中で、内浦小学校で複式学級が発生したため早急に対応する必要があった。そのため、まずは長井崎でという形で決定した経緯がある。もし適正化を進めていくことになれば、有力な候補としては静浦校区との統合を見据えた中での検討が始まると考えている。そのため、地域の皆様に説明をした中で議論をしていく必要があるため、保護者の皆様を中心に御意見を伺いたいと考えている。

佐藤委員　承知した。

奥村教育長　他にいかがか。それでは御意見も尽きたのでお諮りする。協議第11号　学校規模・学校配置の適正化に係る取組について、原案のとおり９月市議会の議案として提案することとしてよいか。

教育企画課長　申し訳ないが議案という形ではなく、報告という形での御議決をお願いする。

奥村教育長　承知した。ここでは協議であったが、市議会に対しては報告という形で訂正させていただく。協議第11号　学校規模･学校配置の適正化に係る取組について、原案のとおり９月沼津市議会の報告事項として提案することとしてよいか。

各委員　異議なし。

奥村教育長　異議なしと認める。協議第11号について、原案のとおり９月沼津市議会定例会の報告事項として提案することに決する。

協議第12号　令和７年度沼津市一般会計補正予算（第５回）について

＜金岡中学校南校舎改築工事実施設計業務委託にあたり、基本設計の見直しに伴い、年度内の業務完了が見込めないため、委託費の一部を翌年度に繰り越す。＞

（学校施設課長　資料に基づき説明）

奥村教育長　説明が終わった。この件について御質問、御意見等いかがか。

川口委員　なぜ、基本設計の見直しが必要になったのか。

学校施設課長　基本設計については、令和５年度に業務委託により実施をしている。基本設計の内容を踏まえ、令和７年度予算において着手する予定でいる。ただし、ここ最近の建築価格の高騰などを考慮し、基本設計の内容を踏まえた上で、実際に工事を進めるための実施設計を行う必要がある。基本設計の見直しにおいて、建築価格の高騰という状況の中で、新校舎の延べ床面積については基本設計より面積を削減する。機能については劣るものではないが、価格の高騰や公共施設マネジメントの考え方等もあるため、なるべく床面積を削減することで、基本設計に比べ約15%の削減を行うなど見直しを行った。繰越の理由としては、金岡中学校の南校舎は、床面積が大きい施設であるため、実施設計に当たっては370日程度の業務期間を見込んでいる。そうなると、今年度内に完了する見込みがないことから、今回の補正予算の中で、翌年度に繰り越すということで議案として挙げさせていただいた。

奥村教育長　令和５年当初の計画予算とは、かなり大きく変わってきてしまっているということであった。予算の中でどのような工夫ができるのか、教室の延床面積を限りなく小さくするなどの工夫をする。中学校では35人学級が標準法の改正によ

り今後始まるが、最低限そこに関する広さについては確保されている。それ以外のところで、どれだけ縮小できるのか。廊下の広さや空きスペースなど様々な部分があるが、そのような部分を削って15%の削減とのことである。そのような見直しに伴ってということ、それから、工事期間について370日という１年を超えてしまうという、その２点についてであった。建築資材、人件費とも、今後価格が安くなることは想定し難いと思う。それでは御意見も尽きたのでお諮りする。協議第12号　令和７年度沼津市一般会計補正予算（第５回）について、原案のとおり９月市議会の議案として提案することとしてよいか。

各委員　　異議なし。

奥村教育長　　異議なしと認める。協議第12号について、原案のとおり９月沼津市議会定例会の議案として提案することに決する。

協議第13号　専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）

＜沼津市立大岡中学校校舎電気設備工事を施工するために令和６年12月13日議決、議第90号により締結した工事請負契約において、令和７年３月から適用する公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の決定がされたことに伴い、沼津市建設工事請負契約約款第26条第６項（インフレスライド条項）に基づき、契約の金額を増額変更することについて、地方自治法第180条第１項の規定により市長が専決処分したことにつき、同条第２項の規定により令和７年９月市議会定例会に報告することについて協議する。＞

（学校施設課長　資料に基づき説明）

奥村教育長　　説明が終わった。この件について御質問、御意見等いかがか。

重光委員　　２点お聞きしたい。これは地方自治法上、市長が専決処分できることを市長が専決処分し、専決処分したことに関しては議会に報告しなくてはいけないため報告する、という流れだと思うが、それを教育委員会で協議しなくてはいけないのは、おそらく教育委員会関連のものを議会に報告するにあたって、教育委員会で協議しなくてはいけないことになっているからだと思うが、協議をして報告はしないということができるものなのか。報告はしなくてもよいということであれば、そもそも協議する意味がどこにあるのか。おそらく規定等でしなくてはいけないとなっているのだと思うが、やっていることに意味があるのか。

２点目は、インフレスライド条項とはどういった条項なのか、参考までに教えていただきたい。

教育企画課長　地教行法の法律の中で、教育委員会関係に関する議会に上程するものについては、教育委員会の意見を伺わなければいけないという規定に基づいている。実際には今、重光委員がおっしゃったように、どのような意味があるのかというものもあるが、意見を伺うことが規定されているため、今回挙げさせていただいた。

奥村教育長　　地教行法と地方自治法等の中で、どちらを優先する、優位にある等あるのか。

教育企画課長　それぞれの法律に依るものと捉えている。その中で、教育委員会としては地教行法に基づき、協議事項として御意見を伺う場を設けさせていただいたという

ことになる。

奥村教育長　意見を伺う場とのことであった。２点目のインフレスライド条項についてはいかがか。

学校施設課長　沼津市建設工事請負契約約款第26条には、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更という規定がある。第６項については、「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる」という規定がある。これについては、実際に施工業者の方から、労務単価が引き上げられたことにより、金額の増額について変更したいという申し出があった。それに基づき、市と事業者との間で協議を行った上で、今回このような形で2.12%増の3,842,850円の増額について変更契約の締結を行ったということである。

重光委員　インフレの影響を受けて、単価が上下するということのスライドだと思うが、デフレのときに、市の方で安価にしてほしいと変更できるのかと思った。

奥村教育長　それについてはいかがか。

学校施設課長　なかなかそのような状況になるのは想定しにくいとは思うが、この規定によると、デフレにより例えば、労務単価や資材価格が減少するというようなことがあれば、逆の申し出により協議をすることはあり得る。

奥村教育長　承知した。他にいかがか。それでは、御意見も尽きたのでお諮りする。協議第13号　専決処分の報告について、原案のとおり９月市議会の議案として提案することとしてよいか。

各委員　異議なし。

奥村教育長　異議なしと認める。協議第13号について、原案のとおり９月沼津市議会定例会の議案として提案することに決する。

協議第14号　財産の取得（児童生徒用端末）について

＜国の「GIGAスクール構想」に基づき、令和２年度に児童生徒用１人１台端末の導入整備を行った。その後、国より令和６年度からの「GIGAスクール構想」第２期を見据え、１人１台端末の計画的な更新を行っていくことが示された中、新規の導入整備から４年以上が経過し、故障端末の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなどの状況であることから、ここで児童生徒用１人１台端末の更新を行う。なお、教員用の端末は、別途リース契約により更新を予定している。＞

（学校教育課　情報教育推進室長　資料に基づき説明）

奥村教育長　説明が終わった。小学生、中学生が使っている１人１台端末であるが、そろそろバッテリーがなくなってくる時期を迎えているため、その更新が必要であるという話であった。本件に対する御意見、御質問等いかがか。

重光委員　今、子供たちが使用している端末は、リースではなく買取だったのか。買取だった場合、古くなった端末の処分は、どのように行う予定なのかをお教えいただきたい。

奥村教育長　子供たちのそれぞれの端末には、様々なデータが残っていたりするが、リースなのか買取だったのか、端末の処分はどうするのかについて、回答をお願いする。

情報教育推進室長　令和２年度に導入した端末は買取である。端末の処分については、データの消去後に廃棄処分する必要があり、端末の処分については、小型家電リサイクル認定事業者に無償で対応していただけるということになっている。データ消去については、教育委員会の方で作業を行う予定である。データ消去が可能な機種であるため、こちらの方で全てのデータ消去に対応することにしている。

奥村教育長　7000台を超える端末のデータ消去は、一括でやるのか、１台１台やっていくのか。

情報教育推進室長　１台１台作業をしていく予定であるが、その辺の体制については、学校教育課内で検討しているところである。

重光委員　承知した。

奥村教育長　その他いかがか。

川口委員　二つ質問があるが、一つ目の質問として、先に小学校の端末を処分するのは、年齢が幼いため壊れている部分が多いといったことからか。二つ目は、中学校の更新の時期はいつくらいになるのか。

奥村教育長　まずは、端末の更新について小学校と中学校に分けて、小学校を先にしたこと、それから、中学校の更新時期についての御質問であった。これについていかがか。

情報教育推進室長　令和２年度の整備では、小学校と中学校同時だったため、本来は同時に整備するのが妥当であるが、財政の平準化というところで、一挙に小学校、小中一貫学校、中学校で同時にとなると相当な事業費になるということもあり、段階を経てというところで、今回は小学校、小中一貫学校からということになった。また、小学校のあとに中学校という順番の理由については特にないが、小学校で故障した端末を新品と交換したものもあり、これらは中学校で使用する端末の予備機の方に回せるということもあり、令和８年度はそのように対応していきたい。中学校の端末更新については、令和８年度に更新していきたいということで、現在、県の共同調達の会議へ参加し、準備を進めているところである。

奥村教育長　年間スケジュールとしては、今の小学校のスケジュールと同じような形で中学校も進めていくのか。

情報教育推進室長　同じようなスケジュールである。今回は、４月４日に県の共同調達の入札を行ったが、令和８年度当初も共同入札が行われる予定と聞いているため、スケジュールとしては大体同じような流れになっている。

奥村教育長　承知した。小学校６年生がもうすぐ卒業するが、卒業前に新しいものを使えるのか。

情報教育推進室長　だいぶ故障端末が増えているため、予備機も少なくなってきている。11月搬入後に、設定作業は年内にある程度終えられそうだと考えている。早ければ、年内か年明けくらいに学校に配布する準備、設営ができると思っているが、各学校で保険の契約について、４月から３月の保険としているものもある。その登録を踏まえて、実際に使い始めるのがいつか、学校と協議して進めていきたい

と思っているが、端末自体は12月から１月には設置できるように準備を進めている。

奥村教育長　承知した。

川口委員　端末のメーカーについて、今配布されるのは、確かacerのChromebookだったと思うが、また同じメーカーの機種か。

情報教育推進室長　同じChromebookであるが、メーカーは変わる予定である。端末が少し壊れやすいところがあったため、堅牢性を高めるというところで壊れにくい端末というように話を聞いている。実際、その端末についても、展示会等に参加して確認をしている。

奥村教育長　最初に導入した端末は、予算的に１台あたり４万円、4万5,000円くらいだったと思うが、先程の話では今回は１台当たり4万4,000円ほどとのことであった。これについてはいかがか。

情報教育推進室長　本来であれば、１台５万円以上するという端末であるが、共同調達の入札によりかなりのコスト削減ができた。

奥村教育長　県で調達ということで、スケールメリットがあるとのことである。他に御質問等いかがか。それでは、御意見も尽きたのでお諮りする。協議第14号　財産の取得（児童生徒用端末）について、原案のとおり９月市議会の議案として提案することとしてよいか。

各委員　異議なし。

奥村教育長　異議なしと認める。協議第14号について、原案のとおり９月沼津市議会定例会の議案として提案することに決する。

奥村教育長　その他いかがか。

沼津高等学校事務長　先程の議題20号の沼津市立沼津高等学校処務規定について御議決いただいた件である。重光委員から御指摘いただいた議案の付則のところの「この訓令は」というところを「この規程は」と読み替えて御議決いただいた。本日、教育委員会定例会で御議決いただいた後の手続きであるが、沼津市教育委員会の訓令という形で公布をするが、この公布をするときに番号が沼津市教育委員会訓令第何号という形になる。この付則の部分については、「この訓令は」は正しいということが確認できたため、お詫びして修正させていただくとともに、再度、この議案の状態で御議決いただくようお願いする。

奥村教育長　二転三転したが、確認を取った上での「教育委員会訓令として」とのことであった。御意見、御質問等いかがか。重光委員、いかがか。

重光委員　新旧対照表の記載はどうなるのか。

沼津高等学校事務長　付則については、新旧対照表の方は誤りになるため、議案のとおり「この訓令は」という形での記載をさせていただければと思う。

奥村教育長　議案としては、付則のところは訓令でこのままの文言で、そして、新旧対照表については、付則の規程を訓令ということに修正した上でとのことであった。

重光委員　確認であるが、「この訓令は」の訓令は、第何号とかつくのか。

沼津市立高等学校事務長　お手元の資料の議第20号という記載のところに、沼津市教育委員会訓令第何号という形で今年の一連の番号をふり公布する形になる。

重光委員　　それが「この訓令は」になるということか。そうすると、沼津市立沼津高等学校処務規程に、この付則までが「この訓令は」になると、そこにおけるこの訓令はというのは、沼津市沼津市立沼津高等学校処務規程のところに、この訓令がどの訓令を指すのかというのは、どこかに出てくるのか、というのが疑問であり、どうなのかと思った。規程として規則集に載るとき、付則に「この訓令は」と書いてあると、どこに訓令があるのかと思った。

沼津高等学校事務長　そもそもの処務規定については、平成23年に制定したもので、23年の沼津市教育委員会訓令第２号というものがベースになる。この訓令第２号の一部改正という形で、令和７年の訓令第何号という形の一連番号がつく。特に混同するようなものにはならないと思う。

重光委員　　付則に「訓令何とかの付則」という感じになるのか。最終的にこれは処務規程として出るわけであるが、そこで上にある「平成23年３月29日教育委員会訓令第２号」であって、この改正の訓令は、令和７年９月４日教育委員会訓令第何号というようになると思うが、その付則が最後にあるとして、ここでいう訓令というのは、訓令第何号のことなのかと。そうすると、何かその付則で「令和７年９月４日教育委員会の訓令第何号」のように、何の訓令の付則かがわからないと「この訓令は」といきなり言われてもわからないような気がした。多分、最終的なつくりとして、見ればわかるようにはなると思うが、この付則が何の訓令の付則なのかという特定は、どこかでできているということでよろしいか。

沼津高等学校事務長　新旧対照表で見ると、今回の訓令に関しては、まずは独立したものとして規定されるという形になる。これが一般の方々が見られる、もしくは我々が執務をする上で、条文として見るときには、そこに一連の改正をした状態での形になるため、重光委員がおっしゃっている「この訓令は」のところの記述については、申し訳ないが少し確認をさせていただきたいと思う。新旧対照表自体は、議案としてというよりは改正箇所がわかるような参考資料としてお手元に配布させていただいたため、そのような形で御理解いただければと思う。

奥村教育長　　それでは、協議第20号について、資料の新旧対照表を除いて、この案については原案とおりに規定するということでよろしいか。また、新旧対照表については確認の上、次回の教育委員会定例会でお示しさせていただくということでよろしいか。

各委員　　異議なし。

奥村教育長　　いろいろと細かいところまで御指摘をいただき感謝申し上げる。

以上で、本日の定例会を閉会する。

午後　５時01分　　閉会